令和7年度
ひとり親家庭等のしおり

ひとり親家庭や寡婦の皆さんが利用できる制度や主な相談窓口のご案内です。
各制度の詳細は、市町等により異なる場合があります。
最新の制度情報等については各ページの問い合わせ先までお問合せください。

目 次

Ⅰ．相談窓口…… 1
ひとり親家庭のための相談窓口一覧…… 1
女性の悩みごと相談（DVや家庭における悩み） …… 2
子どもに関わる相談…… 2
こころの悩みについての相談…… 3
ジェンダー・DV等に関わる相談 …… 3
Ⅱ．養育費・親子交流について…… 4
養育費や親子交流についての相談窓口…… 4
養育費確保のための支援…… 4
Ⅲ．おかね（各種手当・年金） …… 5
手当…… 5
主に高等学校等に修学する方向けの支援制度…… 5
主に大学等に修学する方向けの支援制度…… 6
年金・医療費助成…… 7
貸付・減免等…… 8
Ⅳ．しごと…… 9
就労に関する講座・講習・相談…… 9
就労支援のための給付金・貸付金…… 10
ハローワーク等での就業支援…… 12
Ⅴ．くらし…… 13
子育て・生活・くらしの支援…… 13
すまい…… 14
減免・優遇措置・その他制度…… 14
ひとり親どうしの交流…… 15
ひとり親家庭のための相談窓口一覧（再掲） …… 15

滋賀県イメージキャラクター
うぉーたん

滋賀県

Ⅰ．相談窓口

ひとり親家庭のための相談窓口一覧

各市役所および県健康福祉事務所（母子・父子自立支援員）

市の担当課や県の健康福祉事務所では、母子・父子自立支援員がひとり親家庭や寡婦の方の相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上、求職活動に関する支援を行っています。（町にお住まいの方は、県の健康福祉事務所が担当します。）

窓口		電話番号	※	窓口		電話番号	※
大津市	子育て支援給付課	077-528-2686	○	東近江健康福祉事務所		0748-22-1300	○
彦根市	こども若者支援課	0749-49-2251	○	日野町	子ども支援課	0748-52-6583	
長浜市	こども家庭支援課	0749-65-6514	○	竜王町	健康推進課	0748-58-1006	
近江八幡市	こども家庭センター	0748-36-5562	○				
草津市	こども家庭若者課	077-561-2364	○				
守山市	こども家庭相談課	077-582-1137	○	湖東健康福祉事務所		0749-21-0281	○
栗東市	子育て支援課	077-551-0114	○	愛荘町	子ども支援課	0749-42-7693	
甲賀市	子育て政策課	0748-69-2176	○	豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116	
野洲市	子育て家庭支援課	077-587-6884	○	甲良町	保健福祉課	0749-38-5151	
湖南市	子ども・若者政策課	0748-76-4701	○	多賀町	福祉保健課	0749-48-8115	
高島市	子育て政策課	0740-25-8136	○				
東近江市	こども政策課	0748-24-5643	○	滋賀県	子ども家庭支援課	077-528-3554	○
米原市	子育て支援課	0749-53-5132	○				

※母子・父子自立支援員の配置

ひとり親家庭総合サポートセンター

ひとり親家庭の子育てや生活、就労、養育費、親子交流等の様々な相談について、問題解決のお手伝いをしています。

来所（※事前予約）、電話、メール、出張、LINEなどの方法でご相談に応じます。相談は無料です。

【問合せ】　大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設 のぞみ荘内
TEL　077-526-8801
メール　support@nozomi-kai.com
LINE　右記二次元コードから友達登録してください。

【受付時間】　月～金曜日、毎月第1・第3土曜日 午前9時～17時

ホームページ　LINEアカウント

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の就労等について相談に応じています。詳しくは、P.9参照。

滋賀県ひとり親家庭福祉推進員

滋賀県独自の制度として、母子家庭や父子家庭、寡婦の身近な相談相手を地域ごとに配置しています。県や市町の支援情報を掲載した「ひとり親家庭サポート定期便」を年に3回、ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けします。

【問合せ】　①ひとり親家庭サポート定期便の申込
市にお住まいの方――――各市役所
町にお住まいの方――――管轄の健康福祉事務所または各町役場
②推進員についての問合せ　滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課　TEL 077-528-3554

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

民生委員・児童委員

市町や福祉事務所など行政機関と協力して安心で暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます。生活に困ったときや子育てのことなど、身近な相談相手として地域ごとに配置されています。

【問合せ】　各市役所・町役場

女性の悩みごと相談（DVや家庭における悩み）

中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

【問合せ】　077-564-7867

相談時間（電話相談）　毎日 8時30分～22時

相談時間（来所相談）　月～金曜日　9時15分～16時（要予約）

彦根子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

【問合せ】　0749-24-3741

相談時間（電話相談）　月～金曜日9時～16時

相談時間（来所相談）　月～金曜日9時15分～16時（要予約）

子どもに関わる相談

市町の児童相談担当課（家庭児童相談室など）・県健康福祉事務所子ども家庭相談室

子育て、虐待などの悩みについて相談に応じます。

窓口		電話番号	窓口		電話番号
大津市	こども・子育て安心課	077-528-2688	東近江健康福祉事務所		0748-22-1300
彦根市	こども家庭センター	0749-23-7838	日野町	子ども支援課	0748-52-6583
長浜市	こども家庭支援課	0749-65-6544	竜王町	健康推進課	0748-58-1006
近江八幡市	こども家庭センター	0748-31-4001			
草津市	家庭児童相談室	077-561-2460			
守山市	子育て応援室	077-582-1159	湖東健康福祉事務所		0749-21-0281
栗東市	家庭児童相談室	077-551-0300	愛荘町	こども家庭センター	0749-42-7661
甲賀市	家庭児童相談室	0748-69-2177	豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116
野洲市	家庭児童相談室	077-587-6140	甲良町	子育て支援センター	0749-38-8003
湖南市	こども子育て応援課	0748-77-7007	多賀町	子ども・家庭応援センター	0749-48-8137
高島市	こども家庭センター	0740-25-8517			
東近江市	こども相談支援課	0748-24-5663			
米原市	子育て支援課	0749-53-5130			

子ども家庭相談センター（児童相談所）

養育上の悩み、非行・虐待等に関する相談に応じています。

名称	TEL	管轄地域
中央子ども家庭相談センター	077-562-1121	草津市・守山市・栗東市・野洲市
彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741	彦根市・長浜市・米原市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
大津・高島子ども家庭相談センター	077-548-7768	大津市・高島市
日野子ども家庭相談センター	0748-36-1201	近江八幡市・甲賀市・湖南市・東近江市・日野町・竜王町

相談時間　月～金曜日 8時30分～17時15分

子ども・子育て応援センター（愛称：こころんだいやる）

育児のことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

【問合せ】　077-524-2030
　　0120-0-78310（24 時間子供 SOS ダイヤル）

相談時間　毎日9時～21時

こころのサポートしが LINE 相談

学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのことなど様々な悩みの相談に応じます。

【問合せ】　LINE　右記二次元コードから友達登録してください。

相談時間　毎日16時～24時

LINEアカウント

こころの悩みについての相談

こころの電話相談

心の健康に関する相談に応じています。

【問合せ】　077-567-5560

相談時間　月～日曜日 10時～12時および13時～21時

ジェンダー・DV等に関わる相談（※性別問わず相談可）

滋賀県立男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）

性別による差別、夫婦・家族間の問題等に関する相談 ※性別問わず相談可

【問合せ】　0748-37-8739

相談時間　火、水、金、土、日曜日 9時～12時および13時～17時
　　木曜日 9時～12時

ホームページ

お気軽にご相談ください。
県のホームページでは、この他にも相談先一覧を掲載しています。

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

Ⅱ．養育費・親子交流について

「養育費」は子どもの生活を支えるもの、「親子交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。離婚をする際には、できる限り、子どものために「養育費」と「親子交流」の取り決めをするようにしてください。

養育費や親子交流についての相談窓口

ひとり親家庭総合サポートセンター

①法律相談

法律に関わる全般的な相談を弁護士が行います。1回50分。事前予約が必要です。
【近江八幡会場（G-NETしが 男女共同参画センター　近江八幡市鷹飼町80-4)】　毎月第2木曜
【大津会場（のぞみ荘　大津市におの浜四丁目3番26号】　毎月第4木曜
【問合せ】　ひとり親家庭総合サポートセンター（P.1参照）

ホームページ

②養育費相談

離婚、養育費、親子交流（面会交流)、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きについて、専門相談員がご案内します。1回50分。事前予約が必要です。
最新の実施会場および日程については、ホームページを確認ください。
【問合せ】　ひとり親家庭総合サポートセンター（P.1参照）

ホームページ

養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流（面会交流）について、電話やメールで相談を受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。
【問合せ】　TEL　0120-965-419　（携帯電話等からは 03-3980-4108）
メール　　info@youikuhi.or.jp

ホームページ

こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A

法務省が作成した養育費と親子交流の取り決め方やその実現方法についてのパンフレットです。
【問合せ】　HP　https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

ホームページ

養育費確保のための支援

養育費の履行確保等支援事業

児童扶養手当受給者（または同様の所得水準）の方に、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用や保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用等を一部支給します。支給上限や対象経費等は市町によって異なります。

補助の例	内容	補助上限額
公正証書等の作成	養育費の取決めについて公正証書等を作成したときの手数料等	3万円
養育費保証契約締結	保証会社と養育費保証契約を締結したときの初回保証料	5万円

【問合せ】　市にお住まいの方――――各市役所（P.1参照）
　　町にお住まいの方――――管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.1参照）

ホームページ

Ⅲ．おかね（各種手当・年金）

手当

児童扶養手当（ひとり親家庭のための手当）

母子家庭の母または父子家庭の父等が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（児童に中程度以上障害がある場合は20歳未満）を監護するときに支給されます。ただし、所得制限があります。詳しくは、「児童扶養手当のしおり」をご覧ください。なお、手当額は毎年度見直しされます。

支給月額（令和7年4月）

区分		児童1人の場合	児童2人目以降の加算額
全部支給	月 額	46,690円	11,030円
一部支給	月 額	46,680～11,010円	11,020円～5,520円

ホームページ

【問合せ】　各市役所・町役場

児童手当（高校生年代までの児童がおられるご家庭への手当）

高校生年代までの児童を養育している方に支給されます。

年齢等の区分	支給額：（1人あたり月額）	
3歳未満	15,000円	第3子以降は30,000円
3歳以上高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）	10,000円	
所得制限なし		

【問合せ】　各市役所・町役場

特別児童扶養手当（障害児童（中度・重度の障害）がおられるご家庭への手当）

精神または身体に中度または重度の障害がある児童（20歳未満）を監護している父母（主として、児童の生計を維持するいずれか一人）、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給されます。詳しくは、「特別児童扶養手当のしおり」をご覧ください。なお、手当額は毎年度見直しされます。

支給月額（令和7年4月）　一人あたり

1級	2級
56,800円	37,830円

ホームページ

【問合せ】　各市役所・町役場

主に高等学校等に修学する方向けの支援制度

高等学校等就学支援金　［給付］

国公私立問わず、高等学校等に通う世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給します。（令和７年度については、所得制限を超過した場合も高校生等臨時支援金を支給します。）

【手続き】　学校の案内に従い、学校を通じて申請（全員）。

【問合せ】　県立高等学校　　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　TEL 077-528-4587
　　私立高等学校等　滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課　TEL 077-528-3271

滋賀県私立学校特別修学補助金［給付］

私立高等学校等が授業料を減免した場合に、当該高等学校等を設置する学校法人に対して補助を行い、生徒の修学を支援します。

【手続き】　在学する学校が定める期日までに学校を通じて申請（例年、夏季休業前後）。

【問合せ】　滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課　TEL 077-528-3271

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

滋賀県奨学資金［貸付］

高等学校等に修業しようとする方で、経済的理由により修学することが困難な方に対して奨学資金を貸与します。

【手続き】　以下の①,②の募集時期に在学する学校を通じて申請。

①在学募集（高校在学時）随時

②予約募集（中学3年時）9月ごろ

【問合せ】　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　TEL 077-528-4587

奨学金返還支援制度［給付］

滋賀県奨学資金を貸与され、県内の高等学校等に在学する生徒のうち、一定の成績要件・収入要件を満たす方に対して、返還支援をします。

【手続き】　滋賀県奨学資金貸与申請時にあわせて在学する学校を通じて申請。

【問合せ】　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　TEL 077-528-4587

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金［貸付］

高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年で経済的理由により修学することが困難な方に、修学奨励金を貸与します。

【手続き】　例年10月ごろに在学する学校を通じて申請

【問合せ】　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　TEL 077-528-4587

奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）［給付］

授業料以外の教育費負担を軽減するため低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を支給します。

【手続き】　7月ごろに在学する学校を通じて申請。新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能。

【問合せ】　国公立高等学校等　滋賀県教育委員会事務局教育総務課　TEL 077-528-4587
私立高等学校等　滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課　TEL 077-528-3271

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）［貸付］

ひとり親家庭を対象に、無利子で高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するために必要な資金の貸付を行っています。（詳しくは、P.8参照）。

主に大学等に修学する方向けの支援制度

日本学生支援機構奨学金貸付　［給付］［貸付］

大学・短期大学・専修学校（専門課程）等に在学する学生を対象とし、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難であると認められる方に対し奨学金の給付および貸付を行っています。

【問合せ】　在学する学校の奨学金窓口
日本学生支援機構ホームページ　https://www.jasso.go.jp/
Webサイトで、進学資金のシミュレーションができます。

ホームページ

高等教育の修学支援新制度　［給付］

大学・短期大学・専修学校（専門課程）等に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難であると認められる方に対し、給付型奨学金の支給と授業料および入学金の減免を行います。

ホームページ

【問合せ】　在学する学校の奨学金窓口
日本学生支援機構ホームページ　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）［貸付］

ひとり親家庭を対象に、無利子で高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するために必要な資金の貸付を行っています。（詳しくは、P.8参照）。

このほかにも、国、民間の教育ローン、お住いの市町や各種団体等が独自に就学制度を実施している場合があります。制度を実施する金融機関、市役所、町役場、各種団体等に直接お問い合わせください。

年金・医療費助成

母子家庭・父子家庭福祉医療費助成

ひとり親家庭の親と子（18歳到達の最初の年度末まで）の、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。
通院については1ヶ月の診療報酬明細書1枚あたり500円、入院については1日あたり1,000円（月額14,000円限度）の自己負担が必要となります。
【問合せ】　各市役所・町役場

子ども福祉医療費助成

0～18歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。自己負担上限は市町によって異なります。
【問合せ】　各市役所・町役場

ひとり暮らし（高齢）寡婦福祉医療費助成

ひとり暮らし寡婦（65歳未満の女子で、1年以上ひとり暮らしで、今後もひとり暮らしが続くと見込まれる方）に、医療費の自己負担分を助成します。前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。
通院については1ヶ月の診療報酬明細書1枚あたり500円、入院については1日あたり1,000円（月額14,000円限度）の自己負担が必要となります。
また、ひとり暮らし高齢寡婦（65歳以上75歳未満）についても助成制度があります。
【問合せ】　各市役所・町役場

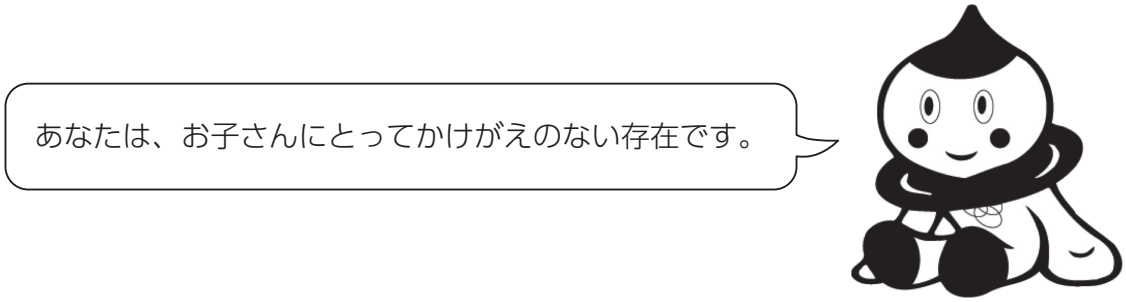

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

各種年金

次のような年金が受けられる場合があります。

遺族基礎年金 遺族厚生（共済）年金	被保険者が亡くなり、その人に扶養されていた配偶者または子に年金が支給されます。 国民年金からは、「遺族基礎年金」が、厚生年金または共済年金からは、「遺族基礎年金＋遺族厚生（共済）年金」が支給されます。 ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。 （「子」とは、18歳到達の年度末まで、または20歳未満の1級・2級の心身に障害がある子をいいます。）
寡婦年金	夫が老齢基礎年金を受けないで亡くなったとき、妻に60歳から65歳まで支給されます。 ただし、保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。

【問合せ】　各市役所・町役場の国民年金係または年金事務所

貸付・減免等

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立を支援するため、子どもの就学や親の技能習得などに要する資金を、無利子または低金利で貸付けます。必ず返済しなければならない「貸付金」であり、返済の見通しが重要です。貸付には審査を行いますので、早めにご相談ください。

【主な貸付の種類】

資金名	資金使途	対象者	貸付限度額
就学支度資金	高校・大学・大学院等への入学時に必要な入学金等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	例：私立大学自宅通学の場合は580,000円
修学資金	高校の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額 18,000～35,000円
	大学の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額 47,300～97,300円
	大学院（修士課程）の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額　88,000円
	大学院（博士課程）等の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	※月額　122,000円
技能習得資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の親・寡婦	月額68,000円
修業資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	月額68,000円
生活資金	技能習得や医療・介護の期間の生活資金	ひとり親家庭の親・寡婦	技能習得期間中の場合は月額141,000円

※高等教育の修学支援新制度を受ける場合の限度額は、上記の額の1.5倍の額から授業料等の減免や学資支給金の額を控除した額を限度額とします。詳しくは、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付のしおり」をご覧ください。

【貸付問合せ】　市にお住まいの――各市役所（P.1参照）
　　町にお住まいの方――管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.1参照）
【償還問合せ】　滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課　TEL 077-528-3554

ホームページ

滋賀県母子福祉援護資金貸付

社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会では、生活費など急に資金が必要になったとき、または結婚資金が必要なときに貸付を行っています。

【問合せ】　社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会
　　TEL077-522-2951

ホームページ

生活福祉資金貸付

社会福祉協議会が低所得者、障害者または高齢者の世帯を対象に資金の貸付と必要な相談支援を行います。

【問合せ】　各市町の社会福祉協議会または民生委員児童委員

ホームページ

Ⅳ. しごと

就労に関する講座・講習・相談

母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方（未婚の方やこれから離婚等を考えておられる方を含む）を対象に就職に関する相談、就職に関する情報の提供を行うほか、就職や資格取得に関する講習会を行っています。

①就業相談

就業に関する電話相談オンライン相談や来所相談に応じ、アドバイスや情報提供を行います。

②母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の方の状況や希望に応じ、自立目標や支援内容等について「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。

③講習会

就職準備や離転職に関する基礎知識を身に付ける講習会等を行っています。講習会の内容および日程については、ホームページをご覧ください。

④求人情報の提供

⑤面接用スーツの無料貸し出し

ホームページ　LINEアカウント

滋賀県母子家庭等・就業自立支援センター
電話相談・予約　0748-37-5088
メール相談　shiga-jiritu@ace.ocn.ne.jp
LINE　右記二次元コードから友達登録してください。
FAX　0748-37-5488

開所日

	月	火	水	木	金	土	日	住所
近江八幡	×	○	○	○	○	○	×	〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4 G-NETしが 男女共同参画センター内
草津	×	○要予約	×	×	×	×	×	〒525-0032 滋賀県草津市大路1-1-1 ガーデンシティ草津3階

相談時間　火～土曜日　9時～17時（相談は16時まで）（保育あり）
祝日は休み

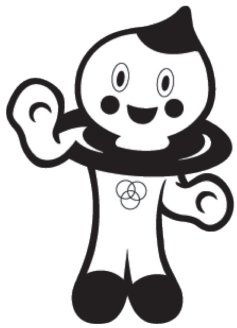

※大津市にお住まいの方は、下記にお問い合わせください。

【問合せ】　大津市母子家庭等就業・自立支援センター
TEL　077－522－0220
HP　https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/s/s/55744.html
相談時間　平日9時～17時

ホームページ

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

就労支援のための給付金・貸付金

ひとり親家庭の就労を支援するため、下記の給付・貸付金事業を実施しています。（市にお住まいの方は、各市で事業内容が異なります）

【問合せ】　市にお住まいの方――――各市役所（P.1参照）
　　町にお住まいの方――――管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.1参照）

名称		概要
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金　［給付］	対象となる講座	対象となる講座については市町によって異なります。
	概要	就労するために必要な教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を支給します。受講前に事前相談が必要です。
	受給資格	(1)母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 (2)当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金　［給付］	対象となる資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、調理師等その他就職に有利になるものであって、かつ養成機関において6月以上カリキュラムの修業が予定されているものについて、知事等が定める資格
	概要	就職に有利な資格を取得するために看護師等の養成機関に通学している場合に一定の給付金が、また養成カリキュラムを修了した際には一時金が支給 ※高等職業訓練促進給付金の支給対象者が、修学支援新制度（授業料と入学金の減免、給付型奨学金）の認定を受けている場合、給付型奨学金を受けることができません。受講前に事前相談が必要です。
	支給額	**訓練促進給付金** ○月額　非課税世帯　100,000円　課税世帯70,500円 （修学期間の最後の1年間　非課税世帯　140,000円　課税世帯　110,500円） ○修業期間の全期間（上限4年） ○対象期間の申請した月から支給対象となります。 **修了支援給付金** ○養成期間修了後　非課税世帯　50,000円　課税世帯　25,000円
	受給資格	(1)児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (2)養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (3)就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。 (4)本事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金　［貸付］	概要	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金および就職準備金を貸付けます。
	支給額	（入学準備金）500,000円以内 （就職準備金）200,000円以内 （住宅支援資金）70,000円以内／月 ※貸付であるため返済が必要ですが、一定の条件を満たすことにより返済が免除されます。
	受給資格	（入学準備金・就職準備金）ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の対象者 （住宅支援資金）児童扶養手当の支給を受けている者（同水準の者も含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業［給付］	概要	ひとり親家庭の親または児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時および合格した時に受講費用の一部を支給します。受講前に事前相談が必要です。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	概要	ひとり親家庭の親が就労に必要な知識技能を習得する際の授業料等や技能取得期間中の生活を維持するために必要な資金の貸付を行っています。（P.8参照）

利用イメージ

養成機関で資格を取得し、その資格を活かして就職される場合

養成機関で高等職業資格を取得する際には、以下の給付金・貸付金が利用できます。

養成機関入学

修学期間（6か月～4年）中

高等職業訓練促進給付金	**<生活費等への支援>** 住民税非課税世帯:100,000円／月 （最終年:140,000円／月） 住民税課税世帯:70,500円／月 （最終年:110,500円／月）
高等職業訓練促進資金貸付 入学準備金: 500,000円以内	**母子父子寡婦福祉資金貸付金** **<技能習得資金:授業料相当額の貸付>** 68,000円／月×修学期間 ※1　借入利息:無利子（保証人がない場合は1.0%／年以内） 2　償還期間:10年以内

養成機関卒業

<修了時> 住民税非課税世帯: 50,000円 住民税課税世帯: 25,000円
高等職業訓練促進資金貸付 就職準備金: 200,000円以内

高等職業訓練促進資金貸付
（12か月以内）　住宅支援資金:70,000円以下／月　以内

児童手当、児童扶養手当も併給できます。　詳しくはP.5

住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる人の住居費支援です。
プログラム策定事業は、市役所または母子家庭等就業・自立支援センターで行っています。まずは市役所（町にお住まいの方は県福祉事務所）にお尋ねください。P.2

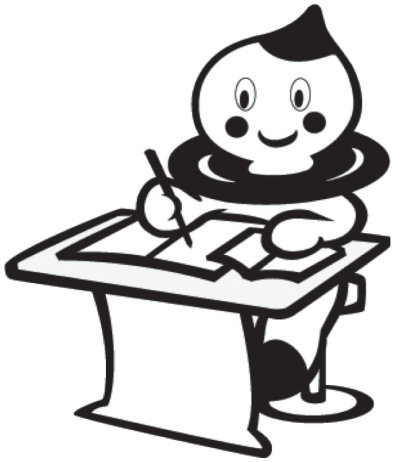

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

看護師・保育士・介護福祉士等の養成施設で学ばれる方向けの貸付制度

看護師・保育士・介護福祉士等の資格取得を目指す方への貸付制度です。資格取得後に対象業務に一定期間従事した場合は貸付金の返還が免除になる場合もあります。

【問合せ】

看護師等・・・滋賀県健康医療福祉部医療政策課
TEL　077−526-8188
メール　kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp
HP　https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/333469.html

ホームページ

保育士・・・（社福）滋賀県社会福祉協議会　保育士修学資金係
TEL　077-567-3958
HP　https://fukushi.shiga.jp/ouen/hoiku_syugaku

ホームページ

介護福祉士等・・・（社福）滋賀県社会福祉協議会　介護・福祉人材センター
TEL　077-567-3950
HP　https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku

ホームページ

ハローワーク等での就業支援

ハローワーク（公共職業安定所）

きめ細かな職業相談、職業紹介等を行うとともに、職業訓練に関する情報提供を行っています。

【問合せ】　HP　https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/madoguchi_annai/list.html
県内のハローワーク（公共職業安定所）

ホームページ

滋賀マザーズジョブステーション

子育てをしながら仕事に就きたいと望まれている女性などを支援する相談窓口です。

【問合せ】　HP　https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/300555.html
滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡　TEL 0748-36-1831
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前　TEL 077-598-1480

ホームページ

ハロートレーニング（職業訓練）

希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。公的職業訓練には、国や都道府県が実施する公共職業訓練と求職者支援訓練があります。
一部の訓練コースでは、ひとり親家庭が優先して受講できる優先枠や、子育て中の方向けに託児サービス付きの受講枠を設けています。

【問合せ】　滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課　TEL 077-528-3755
HP　https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/306243.html
またはハローワーク

ホームページ

Ⅴ. くらし

子育て・生活・くらしの支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方が、疾病や入院、災害、出張、就職のための技能習得、就職活動、仕事で帰宅時間が遅くなる時（※）等に、一時的に生活援助・保育サービスが必要なときに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。利用される場合は、事前に利用登録が必要です。
※乳幼児または小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

ホームページ

利用料
無料　ただし、サービス実施時に発生する費用は別途実費相当額負担となります。
【問合せ】　市にお住まいの方――――各市役所（P.1参照）
　　町にお住まいの方――――管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.1参照）

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かりや保育所への送迎などの援助を希望する人と援助を行いたい人が会員となり、子育てを相互に支えあう仕組みです（有料）
実施の有無は市町によって異なりますので、詳しくは各役所・町役場にお尋ねください。
【問合せ】　各市役所・町役場

子育て短期支援事業

ショートステイ
病気や出産、事故、冠婚葬祭などで、一時的に育児ができないときに、児童福祉施設等で子どものお世話をします。（原則として7日以内）
【問合せ】　各市役所・町役場

トワイライトステイ
仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、一時的に育児ができないときに、児童福祉施設等で食事の提供等、子どものお世話をします。
【問合せ】　各市役所・町役場

子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもを対象にした生活・学習支援を行います。実施の有無は市町によります。
【問合せ】　各市役所・町役場

保育サービス・放課後児童クラブ

保育所、認定こども園、放課後児童クラブの利用にあたり、ひとり親家庭の優先入所について全市町で配慮がされています。詳細は市町によって異なりますので、詳しくは各役所・町役場にお尋ねください。また、求職活動中や職業訓練期間中も保育所等の利用ができる場合がありますので、各市役所・町役場にご相談ください。
【問合せ】　各市役所・町役場

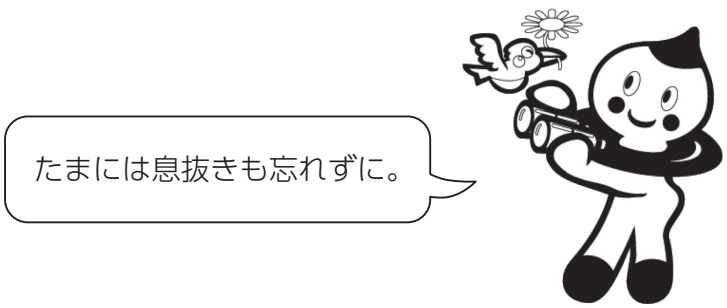

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。

すまい

高等職業訓練促進資金貸付住宅支援資金

自立にむけて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。(P.10参照)

貸付額：入居している住宅家賃の実費月額7万円以内（貸付期間は原則12か月以内）

※貸付であるため返済が必要ですが、貸付を受けた日から1年以内に就職や高い所得が見込まれる転職をし、1年間従事したときは、返還を免除します。

【問合せ】　市にお住まいの方――――各市役所（P.1参照）
　　町にお住まいの方――――管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.1参照）

ひとり親家庭地域生活支援事業

様々な課題を抱えるひとり親家庭に対して、地域の中で自立した生活を営むことができることを目的として、離婚前後において、住まい・就業の支援や同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を行います。

【問合せ】　社会福祉法人　滋賀県母子福祉のぞみ会　　TEL 077-522-2951

県営住宅

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱っている場合があります。(申込件数が募集戸数を上回り、公開抽選となった場合、一般資格抽選番号と倍率優遇資格抽選番号との二つをもらえ、倍率優遇を受けることができます。)

【問合せ】　指定管理者日本管財株式会社滋賀県営住宅管理センター
　　〒520-0044　大津市京町4丁目4番23号　アソルティ大津京町5階
　　TEL 077-510-1500　外国人専用　077-510-1501　FAX：077-522-2778

市営（町営）住宅

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱っている場合があります。

【問合せ】　各市役所・町役場

住宅確保給付金

離職や廃業または本人の都合に寄らない理由で収入が減少し、住居を失ったまたは失う恐れが高い方に対して、求職活動などを条件に一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。収入、所得要件があります。

【問合せ】　各市町の自立支援相談機関相談窓口

減免・優遇措置・その他制度

税の軽減（ひとり親控除、寡婦控除等）

母子家庭、父子家庭、寡婦世帯の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

【問合せ】　各市役所・町役場の税務課または税務署

JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方や、生活保護法による被保護世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。

【問合せ】　市にお住まいの方――――各市役所（P.1参照）
　　町にお住まいの方――――管轄の健康福祉事務所または各町役場（P.1参照）

ひとり親どうしの交流

母子寡婦福祉団体（社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会）

母子家庭の親子が参加できる様々な行事や相談会等を開催しています。また母子家庭の親子の居場所となるよう取り組んでいます。

活動内容：

フードパントリー（食料支援）
のぞみちゃん食堂（子ども食堂・学習支援・子どもの居場所づくり）
親子のバス旅行・夏祭り・クリスマス会・1年生おめでとうのつどい
メンタルヘルス相談
のぞみ会奨学基金・滋賀県母子寡婦福祉大会・アンケート調査・要望活動等

ホームページ

【問合せ】 HP https://nozomi-kai.com/
Instagram https://www.instagram.com/nozomikai_shiga/
LINE https://lin.ee/fXSjsdj
X https://twitter.com/nozomi_shiga
TEL 077-522-2951
住所 大津市におの浜四丁目3番26号 滋賀県母子福祉施設 のぞみ荘内

LINEアカウント

ひとり親家庭のための相談窓口一覧（再掲）

窓口		電話番号	※	窓口		電話番号	※
大津市	子育て支援給付課	077-528-2686	○	東近江健康福祉事務所		0748-22-1300	○
彦根市	こども若者支援課	0749-49-2251	○	日野町	子ども支援課	0748-52-6583	
長浜市	こども家庭支援課	0749-65-6514	○	竜王町	健康推進課	0748-58-1006	
近江八幡市	こども家庭センター	0748-36-5562	○				
草津市	こども家庭若者課	077-561-2364	○				
守山市	こども家庭相談課	077-582-1137	○	湖東健康福祉事務所		0749-21-0281	○
栗東市	子育て支援課	077-551-0114	○	愛荘町	子ども支援課	0749-42-7693	
甲賀市	子育て政策課	0748-69-2176	○	豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116	
野洲市	子育て家庭支援課	077-587-6884	○	甲良町	保健福祉課	0749-38-5151	
湖南市	子ども・若者政策課	0748-76-4701	○	多賀町	福祉保健課	0749-48-8115	
高島市	子育て政策課	0740-25-8136	○				
東近江市	こども政策課	0748-24-5643	○	滋賀県	子ども家庭支援課	077-528-3554	○
米原市	子育て支援課	0749-53-5132	○				

※母子・父子自立支援員の配置

（発行）
滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目１－１
TEL 077-528-3554

※年末年始等は休業している場合があります。詳細は各窓口へお問い合わせください。